

掛川市告示第107号

掛川市日中一時支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第120号）の一部を次のように改正する。

平成23年6月23日

掛川市長 松井三郎

第4条に次の1号を加える。

(14) 社会福祉法人磐田厚生会

別表第1に次のように加える。

おおふじ学園	磐田市大久保204番地1
--------	--------------

附 則

この告示は、平成23年7月1日から施行する。